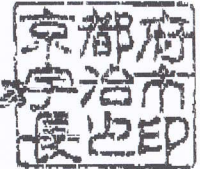


21宇水総第110号
平成21年3月4日

關地区自治連合会会長
關ヶ丘自治会会長
一里丘自治会会長

長老 徳信 様
堀江ひさ代 様
金川 幸二 様

宇治市長 久保田



寄附申入れに対する回答書

開浄水場につきましては、原水の水質の問題など日点の理由により休止決定を行い、平成18年度からその方針に基づいた水道事業予算を宇治市議会でご可決いただいているところです。しかし、開浄水場の運営につきましては、取水ポンプの能力が低下しているものの、水を安全に供給するために、必要な日常点検を適正に行っているところです。

開浄水場のポンプ交換については、水道部の休止方針に基づき、休止を前提とした予算が議会決定され、交換できない旨回答しているところです。

この度の寄附のお申入れにつきましては、下記の理由によりお受け出来ませんので、ご理解をお願いいたします。

記

1. ポンプを交換することは、休止理由の一つに掲げています「施設の老朽化・更新費用」の問題であり、宇治市水道部の休止方針に反することとなります。
2. 指定寄附による執行にあたっては、補正予算等の予算措置が必要となり、補正予算計上することは、議会に対して、宇治市水道部の休止方針を撤回することとなります。
3. 本市の水道事業予算において、「業務の予定量」として、予算の第2条で、各浄水場の総配水量を定めており、その中で、開浄水場は休止方針に基づき年間総配水量を「0」としています。そのことにより、当然、開浄水場に係る予算（第3条及び第4条）は計上しておりません。
4. 休止方針に基づく予算議決を受けている開浄水場の設備の財産価値の逡巡となり、議会の予算議決に反することとなります。

以上、今回の寄附申出は、宇治市水道部の基本方針を変更するものである